

舟形町財産の特約譲与、無償貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、舟形町に工場等を新設する者に対して、舟形町の財産（以下「町有財産」という。）を譲与又は無償貸付け（以下「譲与等」という。）することにより、早期の操業を支援し、もって企業誘致の促進、雇用の創出等地域の振興及び活性化に資することを目的とする。

(町有財産の定義)

第2条 前条の町有財産とは、舟形町が所有する土地及び建物をいう。

(対象者)

第3条 譲与等の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとし、議会の議決を経て譲与等を行なうものとする。

(1) 操業開始時又はおおむね将来5年以内の経営計画において、現に雇用している従業員数又は雇用しようとする従業員数がおおむね20人以上であること。ただし、町長が次の要件を満たしていると認めた場合は、この限りでない。

イ 対象となる企業等の年間生産販売計画額が町内企業と比して多額であること。

ロ 先端技術的な企業等で、将来的に優良と認められること。

ハ その他、特に適当と認められること。

(2) 町有財産を利用し、2年以内に操業を開始することが確実であること。

(譲与等の申込み及び承諾)

第4条 譲与等を希望する者（以下「申込者」）は、町有財産の特約譲与（特約無償貸付）申込書（様式第1号）、事業計画書（様式第2号）その他の関係書類を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込みがあった時は、前条の要件に照らして適否を決定し、町有財産の特約譲与（特約無償貸付）承諾（不承諾）通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

(契約の締結)

第5条 特約譲与申込者（以下「譲受人」という。）又は特約無償貸付申込者（以下「借受人」という。）と町との間で町有財産譲与（無償貸付）契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

(所有権の転移等)

第6条 町有財産を譲与された譲受人は、速やかに所有権の転移等の手続きを行なうものとする。この手続き等にかかる費用の全ては、譲受人の負担とする。

(無償貸付期間)

第7条 町有財産の無償貸付の期間は、契約締結の日（議会の議決があった日以降）から借地借家法（平成3年法律第90号）に定められた期間によるところとする。

(契約の解除)

第8条 町は、譲受人がこの要綱及び契約に定められた義務を履行しない場合又は履行できない場合は、契約を解除することができる。この場合において、譲受人は、自己の負担により当該財産を原状に回復し、町に返還しなければならない。ただし、町が原状回

復の必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(その他の条件)

第9条 この要綱に定めるもののほか、その他の条件については、契約で定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。